別記様式第９号（第８条関係）

第　　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者）　　　　様

静岡大学長　　　　　　　　　印

（元号） 　年 　月 　日付けの法人文書の開示請求について，独立行政法人等の保有

する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第９条第２項の規定に基づき，

下記のとおり，開示しないことと決定しましたので通知します。

記

１　不開示決定した法人文書の名称

２　不開示とした理由

　　　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，国立大学法人静岡大学長に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，国立大学法人静岡大学を被告として，静岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担当課等